

最重点事項 1

7 「ふるさと納税」制度の廃止を含めた抜本的な見直し【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成 20 年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2 千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、自らが居住する地方自治体の行政サービスに使われるべき住民税を、寄附金を通じて他の地方自治体に移転させるものであり、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものである。

また、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いている。そもそも返礼品は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号における「特別の利益」に当たり、返礼品相当額は寄附金控除の対象外となるとの指摘もある。

それにもかかわらず、返礼品相当額も含めた寄附金全額が控除対象であり、いわば官製通販ともいえる現在の「ふるさと納税」は、見返りを求めないという寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。人気のある地場産品の有無など競争力の違いから、地方自治体間で寄附受入額の格差が拡大しているほか、寄附先の地方自治体において仲介サイト手数料など様々な経費が生じており、地方自治体が活用できる額は寄附受入額の 5 割程度にとどまっている。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、自己負担額 2 千円で高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることになるため、公平性の観点からも問題がある。

加えて、マイナンバーやマイナポータルを活用した簡素化までの間の特例措置として平成 27 年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」制度では、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する仕組みとなっており、税収減については地方交付税により一部補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき

税収減の全額が転嫁されている問題もある。

国も制度自体に問題があることを認識していることから、これまで指定基準等の見直しを繰り返しており、令和8年度税制改正においても、特例控除額について上限を新たに設定する等の見直しを行っているが、特例控除額の上限設定は給与収入1億円以上という一部の限られた高所得者を対象としたものである。

さらに、近年は返礼品競争の過熱化を背景として、地方自治体や事業者が指定基準違反をすることにより、指定取消となる地方自治体が増加している。国は返礼品の膨大な件数を理由に返礼品の事前確認を一部省略する一方で、指定基準を遵守するために地方自治体に対しては管理体制の強化を求めるなど、対応に一貫性が見られない。

このように、「ふるさと納税」は、場当たりの制度的見直しが行われているものの、制度の本質的な問題点が解消されていない状況である。

<具体的要求内容>

(1) 「ふるさと納税」について、受益と負担という地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め制度の抜本的な見直しを行うこと。

制度を見直す場合には、住民税の控除額（特例分）を所得税から控除する仕組みへの変更、返礼品の段階的廃止、自己負担額下限の引上げ、特例控除額の上限の更なる引下げなどを早期に実現すること。

(2) マイナンバーカードの普及率が8割を超えるとともに、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されていることを鑑み、「ワンストップ特例」制度は直ちに廃止すること。廃止までの間、地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都における「ふるさと納税」の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額	うち	
			都民税分	区市町村民税分
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,152,380	112,516	45,002	67,514
令和4年度	1,471,251	144,620	57,332	87,288
令和5年度	1,699,367	167,896	67,834	100,062
令和6年度	1,863,172	187,903	76,040	111,864
令和7年度	2,001,079	216,083	86,227	129,855

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和7年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(注) 制度創設時(平成21年度)からの累計の控除額は、1,159,255百万円(うち都民税分は464,383百万円、区市町村民税分は694,872百万円)である。

最重点事項 2

9 個人住民税利子割における住所地課税の実現

【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・財務省)
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

個人住民税利子割について、清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現などの視点も踏まえて対応すること。

<現状・課題>

個人住民税は、「地域社会の会費」的な性格を有することや受益と負担の原則を踏まえ「住所地課税」が原則とされている。しかしながら、利子割については、預金者の住所地にかかわらず、預貯金の口座所在地等の都道府県に納付する仕組みとなっている。

総務省は、令和7年2月、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大しているとの認識の下、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討することを目的として、地方財政審議会の下に「地方税制のあり方に関する検討会」（以下「総務省の検討会」という。）を設置した。同年11月には、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべきとする報告書が取りまとめられた。

これを受け、令和8年度与党税制改正大綱においては、報告書の内容を踏まえ、「都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入することとする。」と示され、令和8年度分以後の道府県民税利子割から清算制度が導入されることとなった。

都としても、あるべき税制が「住所地課税」であるとの認識は総務省と同様である。しかしながら、以下の理由から、道府県民税利子割における清算制度の導入は、本来目指すべき「住所地課税」の実現に逆行するおそれがある。

理由1 道府県民税利子割に係る実態について十分な検証がなされておらず、あるべき税収帰属との乖離の状況が不明であること

総務省の検討会が「あるべき税収帰属との乖離」があるとする根拠は、利子割の課税主体である都道府県単位のものではなく、県庁所在地を対象とした調査に

基づくものである。当該調査は、都の世帯総数約 745 万世帯に対し、調査対象が 210 世帯にとどまり、その割合はわずか 0.0028%と極めて限定的なサンプルであり、国会や東京都税制調査会においても、信頼性が低いとの指摘がなされている。

また、総務省の検討会では、一時的に一部のインターネット銀行の設定金利が高かったという事象を根拠に、今後、実店舗に紐づかない銀行利用が拡大していくものと推測している。しかし、総務省自身、金利に関するインターネット銀行の優位性が相対的に縮小する可能性を認めており、実際に、その金利優位性は低下傾向が見られることから、こうした推測を根拠とすることは不相当である。

さらに、総務省が議論の前提としている都の税収シェアが 40%を超える状況についても、令和 8 年 3 月末では約 30%に急減するなど、総務省の前提とは明らかに異なる傾向が見られる。これは、総務省の主張が、不十分なデータや根拠の薄い推測に基づくものであり、信頼性に欠けることを示すものである。

理由 2 課税の実態を把握しないまま、所得に関するデータを清算基準に用いることは、かえって、本来あるべき住所地課税から遠ざかるおそれがあること。

金融資産は高齢者の保有割合が高い一方、所得を得る主体は現役世代が中心である。このため、預貯金という金融資産から生じる利子所得と勤労所得等では、所得を生み出す年齢層の傾向が大きく異なることから、東京都税制調査会や有識者からも、所得に関するデータを用いて都道府県間で税収を調整することは不相当であるとの指摘がなされている。

そもそも、総務省の検討会が実施した地方銀行に対するヒアリングにおいては、大半の顧客について口座保有店と住所が同一の都道府県であることから、現行制度においても、実質的には住所地課税に近い状況となっていることや、インターネット支店の開設は利便性向上を目的とするものであり、県外在住の方が、あえて当該銀行のインターネット支店の口座を開設するニーズはないこと等の回答もなされている。

このように、預貯金残高全体の約 96.5%を占める実店舗を有する銀行に係る利子割税収については、現状の口座所在地課税であっても、住所地課税に近い状況となっている可能性が考えられるが、十分な検証は行われていない。少なくとも、乖離の主な要因とされているインターネット銀行については、実態調査を行う必要があると考えられるにもかかわらず、実施されていない。

以上のことから、課税の実態を把握しないまま、利子所得と直接的な関連のない所得に関するデータによる清算制度を導入することは、かえって、本来あるべき住所地課税から遠ざかる可能性がある。

令和 8 年度税制改正で導入された清算制度は、こうした課題を解消することなく、拙速に導入されたものと言わざるを得ない。総務省の検討会の報告書においても、「住所地課税」実現については、中長期的な視点から引き続き、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、検討されるべきである、とされている。このため、清算制度については、時限措置と位置付けた上で、総務省は「住所地課税」実現に向けた具体的な工程表を提示すべきである。

また、国や金融機関がマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現に向けた対応や取組を推進する中、銀行口座へのマイナンバー付番は有効であるとの指摘がある。利子割に関する議論を契機として、金融機関が口座所有者の住所地を把握することができる環境整備に取り組み、住所地課税の実現に向けた検討を継続すべきである。

<具体的要求内容>

道府県民税利子割について、清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、国や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現といった視点も踏まえて対応すること。

参 考

(1) 制度概要

- ・ 納税義務者：利子等の支払を受ける者
- ・ 課税対象：個人の預金利子、公社債利子、一時払養老保険差益 等
- ・ 課税団体：納税義務者の口座所在地の都道府県
- ・ 徴収方法：利子等の支払又はその取扱いをする金融機関による特別徴収
- ・ 交付金：利子割総額から徴税费相当額（1%）を控除した後の金額の5分の3を区市町村へ交付
※所得割額（3ヵ年平均）で按分

(2) 利子割の都における収入額

(単位：億円)

年 度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
収入額	81	91	96	70	69	64	89	105	160	267	243 (清算前) 443

(注) 令和6年度までは決算ベース、令和7年度は補正後予算ベース、令和8年度は当初予算ベース。

(3) 国の見直しの根拠データ（家計調査におけるサンプル調査）



(4) インターネット銀行の預金残高

- ・ 個人に係る預金残高 **1,007 兆円程度**
- ・ そのうちインターネット銀行の預金残高は **35 兆円程度 (全体の 3.5%)**



※令和7年度東京都税制調査会 第2回小委員会資料より作成

(5) 金利差について

国の検討会資料では、国内銀行とインターネット銀行の金利について、約5倍の差があるとしているが、検討会当時は概ね同水準となっている。

○ 第4回 地方税制のあり方に関する検討会 資料

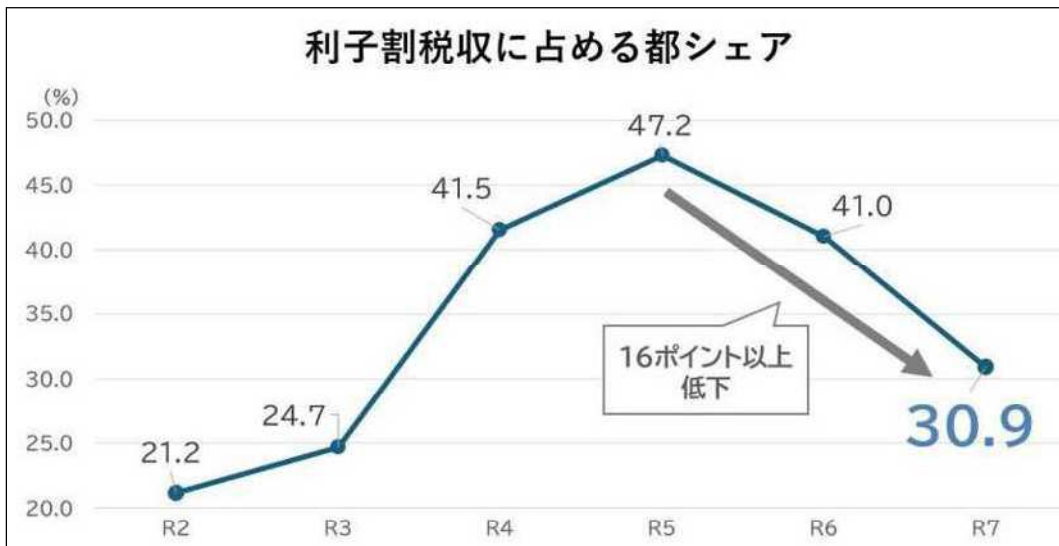
インターネット銀行の影響②						
○ インターネット銀行の預金金利は、国内銀行の平均的な預金金利に比して高い傾向にあったと思われることから、預金残高に係るインターネット銀行の寄与度以上に、インターネット銀行の利子割税収への影響が大きかったものと考えられる。						
【参考】利子割税収÷5%(税率)÷預金残高 で計算した値の比較						
	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国内銀行 (C÷5%÷A)	0.112%	0.053%	0.054%	0.037%	0.024%	0.029%
インターネット銀行 (D÷5%÷B)	0.137%	0.164%	0.101%	0.072%	0.083%	0.140%

○ 令和7年度東京都税制調査会 第2回小委員会資料

銀行名	都市銀行	楽天銀行	住信SBI銀行	大和ネクスト銀行	ソニー銀行	auじぶん銀行	PayPay銀行	セブン銀行	UI銀行	ローソン銀行	みんなの銀行
預金残高 (百万円)		10,540,200	9,465,829	4,528,600	4,079,695	3,882,793	1,780,099	598,300	403,489	75,651	25,642
普通預金	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.210%	0.200%	0.200%	0.200%	0.200%	0.300%
1年定期	0.275%	0.275%	0.275%	0.550%	0.450%	0.400%	0.275%	0.275%	1.000%	0.500%	※ 定期預金 取扱い無
3年定期	0.350%	0.350%	0.350%	0.650%	0.500%	0.450%	0.350%	0.350%	0.500%	0.550%	
5年定期	0.400%	0.400%	0.400%	0.700%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.550%	0.600%	

注 預金残高については、各社ホームページの令和6年3月末時点
 預金金利については、各社ホームページの令和7年5月26日時点のもの
 預金金利について、キャンペーンや預入額により変動する場合あり
 実際の店舗を持たないインターネット専門銀行を調査対象の「インターネット銀行」として定義

(6) 都のシェア率



最重点事項 3

2 外国人との秩序ある共生社会の推進【最重点】

3 在住外国人に関するより精緻な実態把握

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・
文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 生活文化局・総務局・デジタルサービス局・主税局・福祉局・
保健医療局・都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁)

在住外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みの構築及び国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化について、その実効性を確保すること。

<現状・課題>

多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在住外国人の生活に係る実態を十分に把握する必要がある。

この点、総合的対応策において、在住外国人の生活に係る実態等を把握するとされたが、実態把握に係る基本的な方針や役割分担が明確でない。

また、実態把握に当たっては、国の各省庁や地方公共団体等が把握している各行政分野の情報の一元化を図る旨明記され、国と区市町村との間で情報連携が図られるようになるが、これに伴う区市町村等のシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。

さらに、当該情報連携について、都道府県を対象としているのか明確になっておらず、都道府県が必要な情報を得られない懸念がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国・都道府県・区市町村等の各主体が、教育・医療・福祉・住宅政策などの行政分野ごとに、外国人に係る情報（人数・国籍・在留資格等）をどのような目的において、どの程度把握すべきか、その手段も含めて、国から明確な基本的方針を示すこと。また必要な場合には、法改正も含めた措置を検討すること。
- (2) 公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携における、省庁、関係機関間の保有情報や各種システムの連携に向けた検討及び実施に当たっては、以下の各事項に配慮すること。
 - ① 国の責任において情報連携に必要なシステムを整備すること。
 - ② 連携先となる区市町村等の事務負担に配慮すること。
 - ③ 地方公共団体のシステム改修に係る費用に対する財政措置を講じること。
 - ④ 都道府県に対し必要な情報を共有すること。
- (3) 総合的対応策に明記された、医療保険、不動産等の実態等を把握するための調査等の実施について、実効性のある実態把握に向けて早急に考え方を整理し、以下の措置を講じること。

- ① 国民健康保険料（税）の滞納対策のため、国・都道府県・区市町村がそれぞれの役割において、外国人被保険者について把握すべき情報を明確に示すこと。
 - ② 公営住宅・UR賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査の実施、及び新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応を検討するに当たり、以下の措置を講じること。
 - ア 地方住宅供給公社が提供する住宅における国籍把握については、各事業主体の判断に委ねられるとの方針が示されたが、既存居住者の国籍等を把握する場合における具体的な手法の明示及び把握を可能とするための制度的措置を講じること。
 - イ 情報把握等のため、地方公共団体等にシステム改修等の負担が生じる場合には、国の責任において、当該費用を措置すること。
 - ウ UR住宅における入居実態を調査した上で今後の対応方針を示すこと。また、当該調査の結果を公表すること。
 - ③ 土地所有等情報の更なる透明性向上に向けた法人の実質的支配者の把握強化に当たり、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。
 - ア 取得者が法人の場合に、主たる役員・株主の国籍等を把握可能とするよう、不動産移転登記申請時の記載項目を検討すること。
 - イ F A T F 第5次対日相互審査に向けた土地等を所有する法人の実質的支配者を把握する仕組みについて、アの記載項目への反映に向け検討すること。
 - ④ 外国人によるマンションの取引実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。
 - ア 今後、不動産移転登記の申請時に登記簿への登記名義人の国籍記載が義務化されることを踏まえ、外国人による不動産取引やその利用等を継続的に調査すること。
 - イ 投機目的の購入と不動産価格高騰との因果関係を分析し、実態の解明を図るとともに、詳細な調査結果を公表すること。
- (4) 子供に対する日本語教育の充実に向け、地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握するに当たり、国籍や在留資格は有用な情報と考えられるが、学校基本調査等においてこれらの情報を調査項目に追加する場合には、国の責任においてその目的、範囲や把握方法を明確に示すとともに、生徒・保護者及び学校が納得するよう十分に説明を尽くすこと。

最重点事項 4

4 日本の制度等の周知・啓発

(提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省)
(都所管局 生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・
都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁)

在住外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

<現状・課題>

我が国の税制や社会保障制度、生活習慣等に対する理解の不足が、住民税などの地方税や国民健康保険料（税）、医療費等（以下「公租公課等」という。）の滞納や地域におけるトラブルの誘発等につながるといった不安の声が一部で聞かれる。

また、総合的対応策において、帯同家族を含む在住外国人が、日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラム（以下「プログラム」という。）の創設について言及されたが、その時期や実施に至るプロセス等について明確に示されていない。

<具体的要求内容>

- ・ 入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、生活上必要となる制度等の周知をより徹底すること。
- ・ 入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。
- ・ プログラムの全体像並びに策定及び実施までの具体的なロードマップを早急に示すこと。
- ・ 国の責任の下でプログラムを策定、実施する旨を、上記1において要望している基本法等により明確にした上で、早急に取り組むこと。
- ・ プログラムの策定に当たっては、地方公共団体等から意見聴取をするなど、外国人に対する日本語教育及び日本のルール等の学習実態を十分に把握した上で、財政的な裏付けも含めて、その実効性を確保すること。
- ・ プログラムを策定、実施するに当たって、地方公共団体や民間企業等に負担を求める場合は、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

最重点事項 5

5 公租公課等の確実な収入確保に向けた仕組み等の構築

(提案要求先 内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部)

在住外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

<現状・課題>

近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在住外国人等が公租公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在住外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

<具体的要求内容>

- (1) 在住外国人に対する国民健康保険料（税）の前納制度については、国の責任において効果検証した上で、地方自治体が活用しやすい制度となるよう必要な見直しを行うとともに、本制度の導入が地方自治体の任意とされていることから、財政的支援及び技術的支援を継続すること。
- (2) 個人住民税においても、国民健康保険料（税）の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。
- (3) 不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

最重点事項 6

1. 真の分権型社会の実現

2. 東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の不合理な措置の阻止 及び地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しを行わないこと。
- (2) 日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を進めること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しており、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充が必要である。

これまで国は、こうした根本的な状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

そうした中、令和8年度与党税制改正大綱（令和7年12月19日）では、「都市・地方の財政力格差が拡大している」として、税源の偏在を是正する追加的な措置について、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得ると明記された。加えて、特別区の固定資産税にも必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得ると明記された。

しかしながら、地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。加えて、固定資産税については、所在自治体で課税する市町村税であるにもかかわらず所在地以外の自治体への配分を議論することは、応益性の原則に反し、地方税制の根幹を否定するものである。

もとより、地方税収に地方交付税などを加えた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均と同水準であり是正すべき偏在はない。こうした点か

ら、東京を狙い撃ちにした措置は不合理なものであり、都としては容認できない。

さらには、国・地方ともに税収が増加を続ける中、現行の地方交付税制度は、地方自治体の税収が増加した場合も、税収増の75%が地方交付税と相殺され、新たな財源として活用できるのは僅か25%分のみとなるなど、地方の増収努力のインセンティブを阻害する仕組みとなっている。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体間で限られたパイを奪い合う内向きの議論ではなく、どのようにパイを拡大するかという観点の下、地方が時代の変化に合わせて多様なニーズに対応し、独自の取組を積極的に行えるよう、地方交付税制度を含めた地方税財政制度全体の在り方の検証を進めるべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の財源を狙い撃ちにした地方法人課税等の不合理な見直しは、地方分権に反するものであり、行わないこと。
- (2) 日本全体の持続的な成長に繋がるよう、地方が果たすべき責任と役割に応じた税財源全体の拡充を図るとともに、地方交付税制度を含む地方税財政制度の抜本的な改革に向けた検証を進めること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。